

R6.12以降のセーフティネット5号認定について(主な変更点)

(1)売上減少(イ)要件における兼業者向け様式の統一

従前の様式では、指定業種と非指定業種を営む事業者については、
主たる業種が指定業種か否かで様式が分かれていましたが、
変更後の様式では、兼業者向けの様式・要件が統一されます。

(R6.11以前) ・主たる業種が指定業種であり、主たる業種と企業全体双方で売上が減少 ⇒ 様式イー②、⑤(コロナ前比較)、⑧(創業者)
・指定業種の売上減が企業全体の売上減に相当程度の影響を与えている ⇒ 様式イー③、⑥(コロナ前比較)、⑨(創業者) の**6様式**

(R6.12以降) 直近の売上高のうち指定業種の占める割合が一定(5%)以上であり、

指定業種と企業全体双方で売上が減少 ⇒ 新様式イー②、④(創業者)

の**2様式に統一**

※原油高(口)要件においても、上記に準ずる形で兼業者向け様式が統一されます。

(2)売上減少(イ)要件における新型コロナ対応様式の廃止

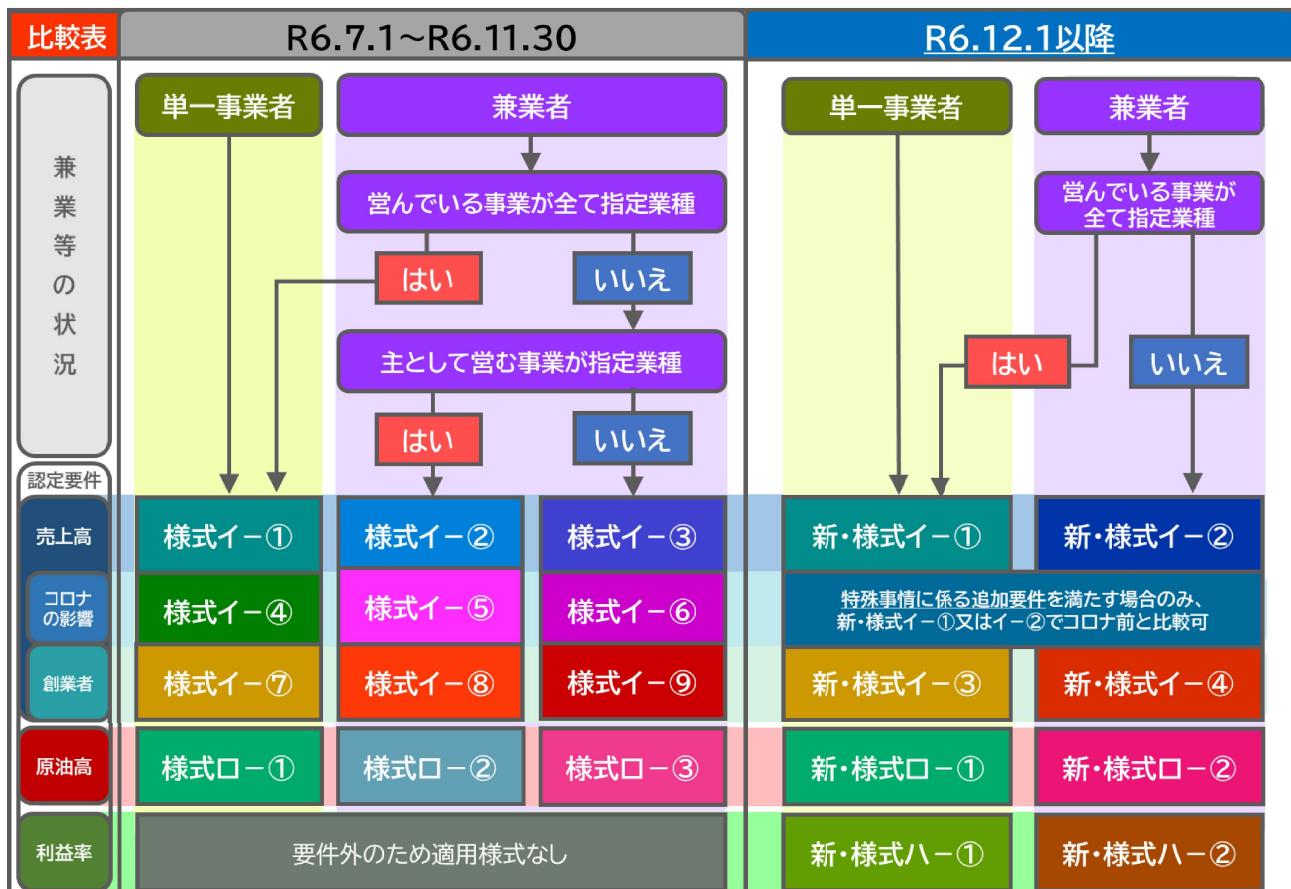
※新型コロナウイルスの影響を受けていたことにより前年の売上高が著しく低かった場合については、
R6.12以降も新型コロナ前(前々年以前)同期との比較は可能ですが、追加要件の確認が必要になります。
詳細は2ページ目下部をご覧ください。

(3)利益率(ハ)要件の追加

個社ではどうすることもできない外的要因(原材料費や人件費等の増加)により、
経営の安定に支障をきたしている事業者について、営業利益率の減少を要件として認定が可能となります。
※営業利益率の確認においては、試算表を作成していない事業者にあっては、試算表の作成を要します。

↓各様式の変更等については、下表をご覧ください。

令和6年12月以降のセーフティネット5号認定に係る認定要件 変更早見表



※中企庁の指定する指定業種を営んでいることが前提です。(指定業種は、四半期ごとに更改されます)
※各認定要件において必要とされている減少率等の条件を満たしていることが必要です。

R6.12～ セーフティネット5号認定(イ、ハ) 認定要件・申請様式 一覧表

認定要件	比較期間	減少率	兼業等の状況	申請書様式
売上高(イ)	【最近3か月】の売上高と 前年同期	5%以上	・単一事業者 ・兼業者(全て指定業種)	イー①
			・兼業者(指定外業種含む)*	イー②
売上高(イ) (創業者※)	【最近1か月】の売上高と 直前3か月平均 (※R6.12以降、最近3か月平均との比較から変更)	20%以上	・単一事業者 ・兼業者(全て指定業種)	イー③
			・兼業者(指定外業種含む)*	イー④
利益率(ハ) ※	【最近3か月】の平均営業利益率と 前年同期平均	20%以上	・単一事業者 ・兼業者(全て指定業種)	ハ-①
			・兼業者(指定外業種含む)*	ハ-②

*指定外業種を含む兼業者の認定においては、①【】内期間における指定業種の売上高が全体の5%以上を占めており、②指定業種・企業全体それぞれで上記比較期間における減少率要件を満たしている必要がある。

※創業者とは、事業を開始してからの期間が4か月以上1年3か月未満の事業者を指す。

※利益率の認定要件は、個社で対応困難な外的要因による原材料費・人件費等の増加による営業利益率の減少が生じている事業者に対し適用。

営業利益率の確認においては、試算表を作成していない事業者にあっては、試算表の作成を要する。

R6.12～ セーフティネット5号認定(口) 認定要件・申請様式

	①原油等仕入単価		②売上原価に占める 原油等の仕入額	③売上高に占める 原油等の仕入額の割合	兼業等の状況	申請書 様式
	比較期間	上昇率	要件	要件		
原油高(口) ※①～③全て満たす 事業者が認定対象	最近1か月と 前年同期	20% 以上	最近1か月において 20%以上	最近3か月実績が 前年同期を上回る	・単一事業者 ・兼業者(全て 指定業種)	口-①
					・兼業者(指定 外業種含む)*	口-②

*指定外業種を含む兼業者の認定においては、①最近1か月における指定業種の売上原価が全体の20%以上を占めており、②指定業種・企業全体それぞれで上記②、③の要件を満たしている必要がある。(①については、指定業種に係る分のみ確認)

※5号売上高要件(イ)における前々年以前同期との比較について

災害等の特殊事情の影響により前年同期の売上高等が著しく低かった場合、

前年同期の平均が、特殊事情発生(またはその直前)の年度の月平均に比して20%以上減少している

上記条件を満たす場合に、特殊事情発生以前の同期との比較が可能です。

例: 単一事業者がR6.12に、①R6.9～11の売上高を基準として申請するが、

R5.6発生の災害に起因して、比較期間である②R5.9～11の売上高が著しく低い場合



上記ケースだと、本来①の比較期間として用いるのは②ですが、

特殊事情により②を比較期間とすることが不適当である場合には、

③R5.1～12 または ③'R4.1～12 の売上高平均に比べて、②の売上高平均が20%以上減少していることが確認できる場合は、

②ではなく、特殊事情発生前の④R4.9～11との比較が可能になります。

上記条件を式に表すと下記の通りです。

$$\frac{(\textcircled{3} \text{ (または } \textcircled{3}' \text{)} \div 12) - (\textcircled{2} \div 3)}{\textcircled{3} \text{ (または } \textcircled{3}' \text{)} \div 12} \times 100 \geq 20$$

*指定外業種を含む兼業者にあっては、指定業種の売上高及び企業全体の売上高で上記条件を満たすことが必要です。

R6.12より前の様式では、新型コロナ対応様式が標準様式と別に存在していましたが、

R6.12以降の運用では、新型コロナについても上記「特殊事情」とみなされますので、

上記条件を満たす場合のみ、新型コロナウイルスの影響を受ける直前の同期との比較が可能になります。